

この BooT. one エンドユーザー・ライセンス契約約款（以下「本約款」といいます）は、応用技術株式会社（以下「当社」といいます）の AUTODESK REVIT 用 BIM アプリケーション「BooT. one」（以下、複製物を含めて「本製品」といいます）に関し、本製品を使用（以下、本製品を機器にインストールする行為を含め「使用」といいます）するお客様と当社との間に適用されるライセンス契約です。本約款の条項の全部又は一部に同意しないお客様は、本製品を使用することはできません。

#### 第1条（ライセンスの許諾）

- 1 当社（以下、当社公認のリセラーを含め「当社」といいます）は、お客様に対し、当社所定の方法により、本約款の全ての条項に同意する旨の意思表示をしていただくことを条件に、自己使用目的に限定し、次項に定める要領でカウントされる使用ライセンス数を上限として、ライセンス期間に限り、本製品を使用する非独占的で譲渡不能なライセンスを許諾します。
- 2 お客様が本製品を使用するためには、あらかじめ当社所定の方法により、本製品の使用ライセンス数の上限を契約いただき、ライセンス期間に応じたライセンス料金を支払う必要があります。
  - (1) 本プログラムは、プログラムの起動数を使用ライセンス数としてカウントし、プログラムを終了した際にカウントを減じます。
  - (2) 同一のコンピューター上で本プログラムを複数起動しても、使用ライセンス数は1としてカウントします。
  - (3) 複数のコンピューター上で本プログラムを起動した場合、それぞれのコンピューターで起動しているプログラムの合計数を使用ライセンス数としてカウントします。この際、使用者が同一人物であるか否かは問いません。
- 3 お客様が、本約款の全ての条項に同意し、かつ、前項の手続を経て本製品を使用することにより、当社とお客様との間に本製品に関するライセンス契約が締結されたものとみなされます。
- 4 本約款の内容は、前項により当社とお客様に適用されるライセンス契約の全ての合意内容を網羅するものであり、当該ライセンス契約の内容は本約款のみに依拠して解釈されるものとします。

#### 第2条（アカデミー版ライセンスの許諾）

- 1 当社は、教育機関、学生、もしくは当社が別途定める個人または団体のお客様に対し、アカデミー版ライセンスを許諾する場合があります。
- 2 アカデミー版ライセンスは、非独占的で譲渡不能なライセンスであり、教育または非営利の学習目的でのみ使用が許可されます。
- 3 アカデミー版ライセンスの期間および使用条件は、当社が別途定めるものとします。

### 第3条（禁止事項）

- 1 お客様は、本製品を第三者に譲渡、貸与、リース、レンタル又はサブライセンスしたり、もしくは第三者をして本製品を使用させてはならないものとします。
- 2 お客様は、本製品を複製し（但し、前条に基づき本製品を機器にインストールした際に生じる複製を除きます）、改変し又はネットワーク上で配信するなどの著作権侵害行為、もしくは逆コンパイル、逆アSEMBル、リバースエンジニアリングを行ってはならないものとします。
- 3 お客様は、本製品を契約ライセンス数を超えて、もしくはライセンス期間を超えて使用してはならないものとします。
- 4 お客様は、他のお客様のライセンスを使用してはならないものとします。

### 第4条（権利の帰属）

本製品に関する著作権、商標権その他の知的財産権を含む一切の権利は全て当社（この場合の「当社」には当社公認のリセラーは含みません）及び当社が許諾を受けた第三者に帰属し、お客様は、第1条及び第2条のライセンスの許諾を除き、本製品に関するいかなる権利も取得するものではありません。

### 第5条（限定保証及び免責）

- 1 当社は、お客様に対し、お客様が第1条に基づき本製品の使用を開始した日から60日間、本製品が別紙仕様書において定める動作環境及び動作条件において、別紙仕様書記載のと通りの機能及び仕様において稼働することを保証します。
- 2 前項にいう保証とは、①エラーの是正もしくはワークアラウンドを試みることに、又は②お客様に対し、受領済のライセンス料の全部又は一部を払い戻すこと、もしくは③第1条及び第2条に基づくライセンス契約の全部又は一部を解除することのいずれかのうち当社が任意に選択する方法による対応を行うことを指します。
- 3 お客様が当社に対し、本条第1項の保証期間内に、お客様のライセンス及び本製品が別紙仕様書記載のと通りの機能又は仕様において稼働しないことを証拠書類に基づいて書面により通知しなかった場合は、当社は免責されます。
- 4 本製品が別紙仕様書記載のと通りの機能又は仕様において稼働しない原因が、お客様が本製品を別紙仕様書において定める動作環境又は動作条件とは異なる環境又は条件下で使用したことに起因する場合その他当社の責めに帰すべからざる事由による場合は、当社は免責されます。
- 5 当社は、お客様に対し、本製品をその現状有姿にてライセンス許諾するものであり、本条第1項に定めるほか、本製品がお客様の特定の用途や目的に適合することや、本製品にバグ、不具合その他の過誤や欠陥等が無いことを保証するものではなく、本製品の補修・改良・バージョンアップ等を行う義務を負うものではありません。

### 第6条（バージョンアップ）

当社は、本製品を当社の判断においてバージョンアップすることがあり、お客様

はバージョンアップ版の本製品のライセンス許諾を受けることができます。その具体的なライセンス料等の条件詳細はバージョンアップ版の本製品リリース時に当社において定めるものとします。

#### 第7条（賠償責任の限定）

- 1 当社は、お客様に対し、本約款に関し、本製品の使用又は使用不能等いかなる事由に基づくものであったとしても、お客様の業務上の逸失利益、データ喪失、業務中断、ハードウェア等の破損、その他の付随的損害、派生的損害、間接損害、特別損害（損害発生につき当社の予見可能性の有無を問いません）につき、一切責任を負いません。
- 2 当社が、本約款に関し、その責めに帰すべき事由によってお客様に対して損害賠償義務を負う場合は、その賠償額は、当社がお客様から本製品に関して受領したライセンス料の累積総額を上限とします。

#### 第8条（監査権）

- 1 当社は、あらかじめお客様に通知することにより、本約款上の義務の履行状況について監査又は検証する目的で、当社又は当社が指名した代理人により、お客様の通常の営業時間内にお客様の事業所に立ち入り、本製品がインストールされた機器に加え、お客様が管理する他のコンピュータ機器内のデータを閲覧し、複製し、又は本約款上の義務の履行状況に関する報告を求めることができ、お客様はこれらの要求に応じる義務を負います。
- 2 当社は、お客様の事業運営に対する支障が最小限となるように前項の監査を実施するとともに、緊急やむを得ない場合を除き、1年につき2回を限度に前項の監査を実施することができるものとします。
- 3 監査の結果、第3条に違反する事実が判明した場合は、当社のお客様に対し、お客様が当社に対して本来支払うべき契約ライセンス数、及びライセンス期間に応じたライセンス料の1.5倍の違約罰に加え、損害賠償金を請求すること、ならびに、当該監査に要した費用を併せて請求することができ、お客様は当該請求額を支払う義務を負います。

#### 第9条（個人情報の利用等）

- 1 当社は、法令及びガイドラインならびに当社が公表するプライバシーポリシーに従い、本約款に基づく義務を履行する目的のため、お客様から個人情報を取得し、保管、利用、保存又は開示を行います。
- 2 当社は、お客様から法令及びガイドラインならびに当社が公表するプライバシーポリシーに従い、保有個人データの開示、訂正、追加又は削除もしくは利用停止又は消去の請求があったときは、速やかにこれに応じるものとします。
- 3 お客様は、当社が第三者に対し、守秘義務契約を締結したうえで、本製品の補修・改良・メンテナンス等の業務の全部又は一部を委託すること、ならびに、その際にお客様から取得した個人情報を当該目的のために当該第三者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

- 4 当社は、前項の第三者に対し、本条に基づき当社が負担する義務と同等の義務を負わせるものとします。

#### 第10条（操作ログの収集および利用）

- 1 当社は、本ソフトウェアの品質向上および機能改善を目的として、お客様による本ソフトウェアの操作に関する情報（以下「操作ログ」といいます）を収集します。収集する操作ログには、お客様の氏名、メールアドレス、住所、電話番号といった個人を特定できる情報や、お客様のプライバシーに関わる情報は一切含まれません。当社は、収集した操作ログを以下の目的で利用します。
  - (1) 本ソフトウェアの不具合の発見および修正
  - (2) 本ソフトウェアの機能改善および新機能の開発
  - (3) 本ソフトウェアの利用状況の統計的な分析
  - (4) お客様にとってより使いやすいインターフェースの検討
- 2 収集した操作ログは、当社が適切に管理・運営するクラウドサーバに安全に保存されます。当社は、当該サーバへの不正アクセス、情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などを防止するために、適切なセキュリティ対策を講じます。操作ログは、本ソフトウェアに組み込まれた機能を通じて自動的に収集されます。
- 3 お客様は、本ソフトウェアをインストールまたは利用することにより、本条項に従って当社が操作ログを収集し、利用することに同意したものとみなします。操作ログの収集は、本ソフトウェアをご利用いただくための必須条件となります。操作ログの収集に同意いただけない場合は、本ソフトウェアをご利用いただくことができません。
- 4 当社は、法令に基づく場合またはお客様の同意がある場合を除き、収集した操作ログを第三者に提供することはありません。ただし、上記利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先に操作ログの取り扱いを委託する場合があります。この場合、当社は、当該業務委託先に対し、本条項に従った適切な情報管理を義務付けます。
- 5 当社は、必要に応じて本条項を変更することがあります。変更後の条項は、本ソフトウェア内または当社ウェブサイトにて告知するものとし、告知後にお客様が本ソフトウェアを利用した場合は、変更後の条項に同意したものとみなします。
- 6 当社は、お客様のプライバシーを尊重し、操作ログの取り扱いには以下のとおり細心の注意を払います。
  - (1) 収集する操作ログは、お客様個人を特定できないよう、統計的な情報として処理・分析されます。
  - (2) 収集した操作ログは、本条第1項に記載された目的の範囲を超えて利用することはありません。
  - (3) お客様の情報を保護するため、技術的および組織的なセキュリティ対策を継続的に見直し、改善に努めます。
  - (4) 操作ログの収集に関する方針や取り扱いについて、お客様に分かりやすく情報提供するよう努めます。ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口 (tobim@apptec.co.jp)

#### 第 1 1 条 (権利義務及び約款上の地位の譲渡禁止)

お客様は、書面による当社の事前承諾なく、本約款上の地位ならびに本約款に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできません。

#### 第 1 2 条 (ライセンス契約の終了)

第 1 条及び第 2 条のライセンス契約は、ライセンス期間の終了又は契約解除により終了します。但し、当社所定の方法により追加ライセンス期間に相当する追加ライセンス料を支払うことによりライセンス契約を更新することができます。

#### 第 1 3 条 (使用停止措置及び解除)

- 1 当社は、お客様が本約款上の義務に違反し、相当期間を定めた催告を経ても当該義務違反が解消されない場合は、お客様に対し、本製品の使用を停止させる措置を講じるとともに、第 1 条及び第 2 条のライセンス契約を解除することができます。
- 2 当社は、お客様に下記のいずれかに該当する事由がある場合は、お客様に対し、何らの催告を要することなく、本製品の使用を停止させる措置を講じるとともに、第 1 条及び第 2 条のライセンス契約を解除することができます。
  - ①第 3 条に違反したとき
  - ②破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てを行い、又は申立てを受け、もしくは支払不能又は支払停止があったとき
  - ③差押、仮差押、仮処分又は滞納処分を受けたとき
  - ④その他、前各号に準じる背信行為又は信用失墜行為があったとき
- 3 当社は、お客様に対し、本条第 1 項又は前項に基づき本製品の使用停止措置を講じたこと、もしくは、第 1 条及び第 2 条のライセンス契約を解除したことにつき何らの賠償義務を負いませんが、当社は、お客様に対し、損害賠償を請求することができるものとします。

#### 第 1 4 条 (反社会的勢力の排除)

- 1 当社及びお客様は、相手方が反社会的勢力（以下、暴力団、暴力団員、暴力団員ではなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者を「反社会的勢力」といいます）に該当し、又は反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合は、何らの催告を要することなく、第 1 条及び第 2 条のライセンス契約を解除することができます。
  - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 前項に基づき第1条及び第2条のライセンス契約を解除した当事者は、相手方に対し、当該解除につき何らの賠償義務を負いませんが、相手方に対し、当該解除により被った損害を賠償請求することができるものとします。

#### 第15条（契約終了後の措置等）

- 1 お客様は、第12条により本製品に関するライセンス契約が終了したときは、直ちに本製品の使用を一切停止するとともに、機器（第3条に違反して本製品をインストールした場合は、当該機器を含みます）から本製品をアンインストールする義務を負います。また、当社が請求した場合は、お客様は、本製品をアンインストールしたことを証する文書を提出するほか、第8条に基づく監査に応じる義務を負います。
- 2 第12条により本製品に関するライセンス契約が終了した場合であっても、第3条、第4条、第5条第3項から第5項、第7条、第8条、第13条第3項、前条第2項、本条ならびに第16条及び第17条は、引き続き有効に存続するものとします。

#### 第16条（本約款の効力発生時期及び本約款の内容変更等）

- 1 本約款の効力はお客様が同意もしくは、当社HP上で公表した時に発生するものとします。
- 2 当社は、本約款の目的に照らし、必要かつ相当な理由がある場合には、お客様への事前告知なく、本約款に規定する条項を追加、削除又は変更することがあります。追加、削除又は変更後の本約款の効力は当社HP上で公表した時に発生するものとします。

#### 第17条（準拠法及び合意管轄）

- 1 本約款の準拠法は、日本法とします。
- 2 本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。